

掛川市外 2 組合公平委員会規則第 1 号

掛川市外 2 組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 2 年 7 月 7 日

掛川市外 2 組合公平委員会

委員長（署名）

西尾繁昭

(別紙)

掛川市外 2 組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

掛川市外 2 組合管理職員等の範囲を定める規則（平成17年掛川市外 2 組合公平委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

出納局	会計管理者
-----	-------

」

を

「

出納局	会計管理者 出納局次長
-----	-------------

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。